

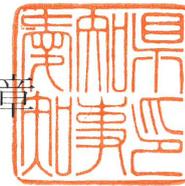
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 一宮市大江三丁目9番6号

氏 名 株式会社 丹陽運輸
代表取締役 倉橋 純 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 4 (2022) 年 1 月 6 日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 1 1 月 2 1 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 13品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月22日 新規許可
平成19年 1月23日 更新許可
平成24年 1月19日 更新許可

平成 29 年 3 月 17 日 更新許可

令和 4 年 1 月 6 日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



許可番号第13710079489号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号

氏 名 株式会社 丹陽運輸
代表取締役 倉橋 純 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

一宮市長 中 野 正 康



許 可 の 年 月 日 令和 4 (2022) 年 1 月 1 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 (2026) 年 1 1 月 2 1 日

1 事業の範囲

積替え、保管を含む。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を
除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含
む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラス
くず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい
（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 13品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ ぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上 げることができる高さ

(1) 所在地

一宮市千秋町浮野字竹腰51番1

(2) 面積

2,061.52㎡（保管面積 785.46㎡）

(3) 産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除

く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉍さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(4) 保管上限

819.56 m³

(5) 高さ

3 m

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月22日 新規許可

平成19年 1月23日 更新許可

平成24年 1月19日 更新許可

平成29年 3月17日 更新許可

令和 2年 4月 1日 変更許可

令和 2年 8月13日 変更許可

令和 4年 1月11日 更新許可

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号

氏 名 株式会社丹陽運輸
代表取締役 倉橋 純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 2年 5月25日

許可の有効年月日 令和 7年 5月24日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、銲さい

以上 13種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 5月25日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号

氏 名 株式会社丹陽運輸
代表取締役 倉橋 純

令和元年11月27日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 2年 5月25日

岐阜県知事 古田 肇



記

- 1 許可番号 第02100079489号
- 2 許可の有効年月日 令和 2年 5月25日 から 令和 7年 5月24日 まで

3 事業の範囲

積替え、保管を除く。
燃え殻

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
廃油、廃酸、廃アルカリ、鋳さい

以上 13種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

4 許可の条件

なし

(教示)

- 1 この処分について不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服のある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号
 氏 名 株式会社丹陽運輸
 代表取締役 倉橋 純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和 2年 3月 2日
 許可の有効年月日 令和 7年 3月 1日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、

廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、

紙くず、木くず、繊維くず、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上13種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

該当なし

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号
氏 名 株式会社 丹陽運輸
代表取締役 倉橋 純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許 可 の 年 月 日 令和 2年 3月 12日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7年 3月 11日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンク
リートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物
を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、汚泥、廃油、廃酸、
廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず

以上 11品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げる高さ
該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 3月 12日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号

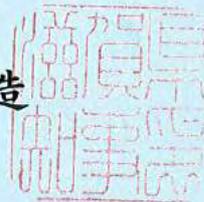
氏 名 株式会社丹陽運輸
代表取締役 倉橋純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 2 年 3 月 13 日

許可の有効年月日 令和 7 年 3 月 12 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

燃え殻／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／鋳さい／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 13項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 14 年 7 月 22 日	新規許可
平成 24 年 7 月 22 日	失効
令和 2 年 3 月 13 日	失効新規許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号

氏 名 株式会社丹陽運輸 代表取締役 倉橋 純
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和2年2月27日
令和7年2月26日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類 以上13種類
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 令和 2年 2月27日 新規許可

5. 積替え許可の有無

無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号

氏 名 株式会社丹陽運輸
代表取締役 倉橋 純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 2 年 3 月 5 日

許可の有効年月日 令和 7 年 3 月 4 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥

③廃油

④廃酸

⑤廃アルカリ

⑥廃プラスチック類

⑦紙くず

⑧木くず

⑨繊維くず

⑩金属くず

⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑫鉱さい

⑬がれき類

以上13種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げる高さ

なし

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年3月5日：当初許可

5. 積替え許可の有無

有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 第02700079489号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号

氏名 株式会社丹陽運輸
代表取締役 倉橋 純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年3月10日

許可の有効年月日 令和7年3月9日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 紙くず
- 8 木くず
- 9 繊維くず
- 10 金属くず
- 11 ガラスくず
- 12 鉱さい
- 13 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上13種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年3月10日 当初許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

以下余白



許可番号 第 02804079489 号

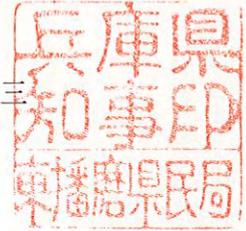
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県一宮市大江三丁目9番6号

氏 名 株式会社丹陽運輸
代表取締役 倉橋 純

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 令和2年9月28日

許可の有効年月日 令和7年9月27日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)
3. 廃油
4. 廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)
5. 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)
6. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 金属くず
11. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
12. 鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く)
13. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 13 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月28日 新規許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無